

都市公園の遊具に関する取組

国土交通省 都市局
公園緑地・景観課
令和7年9月

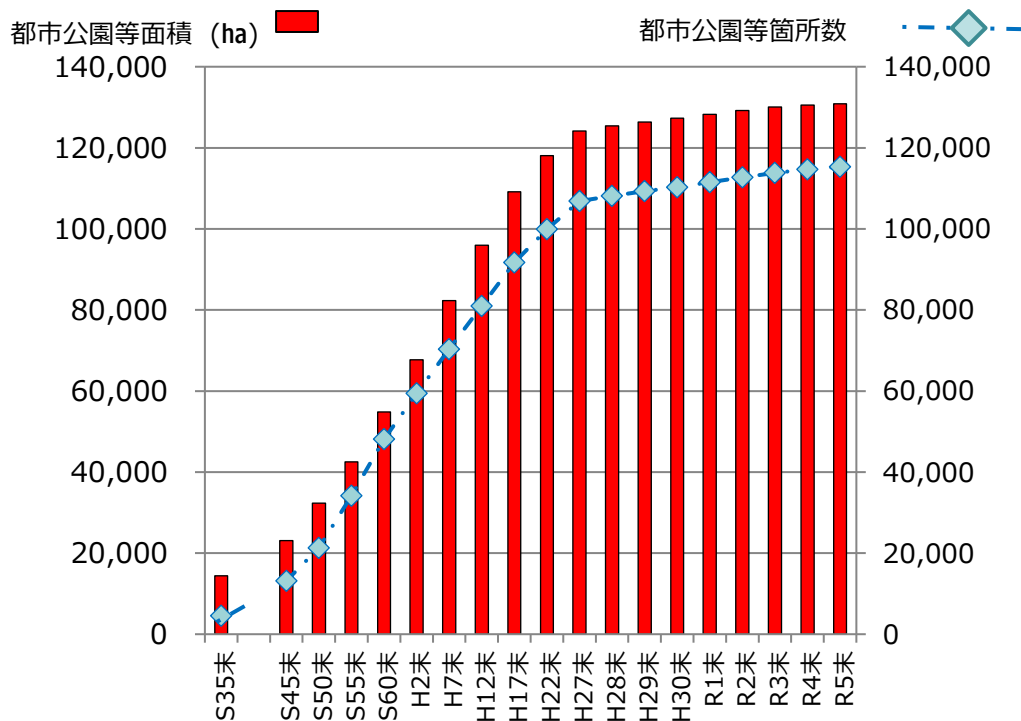
都市公園について

都市公園は全国で、約11万か所、計13万haが設置されている。

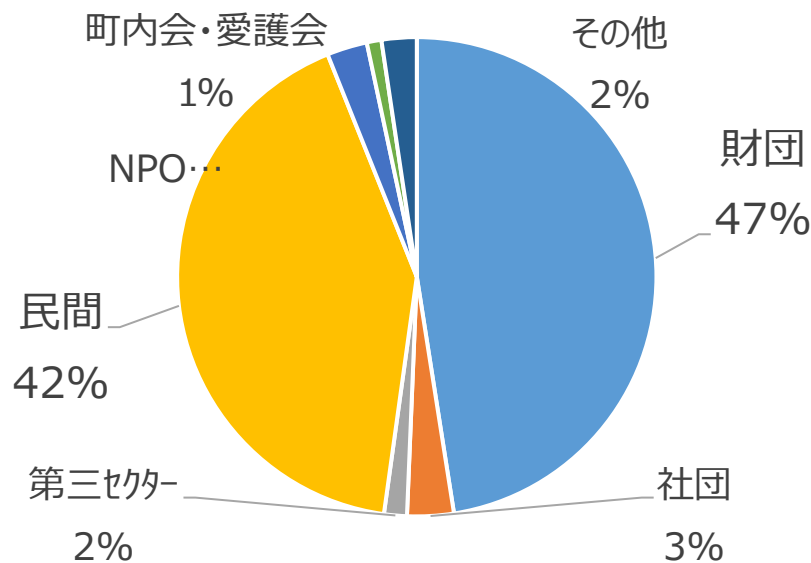
都市公園の管理は、地方公共団体又は国土交通大臣が行うこととされている（都市公園法）。

地方公共団体が設置する都市公園の管理について、個所数で12%、面積で39%の都市公園で指定管理者が管理を行っている。

都市公園の面積・個所数の推移



指定管理者の内訳（令和5年度末）



都市公園の遊具の現状(2023.3時点)

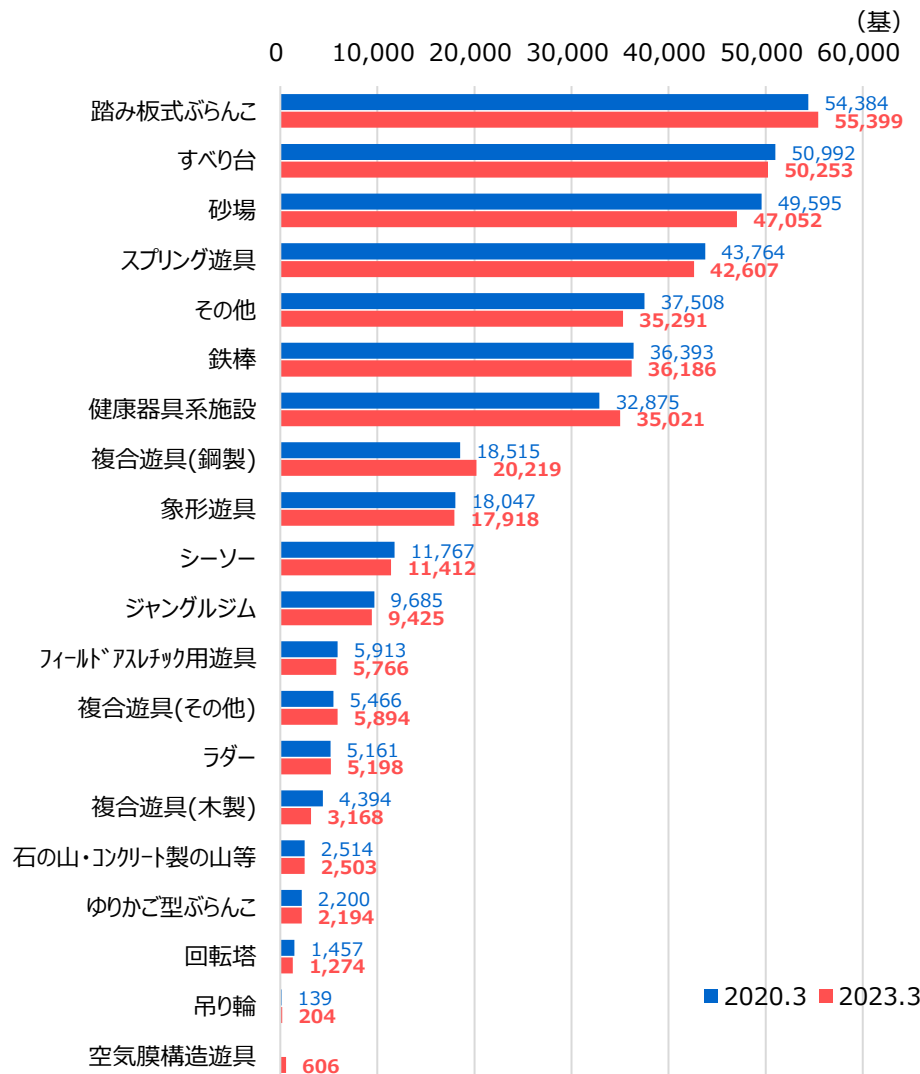
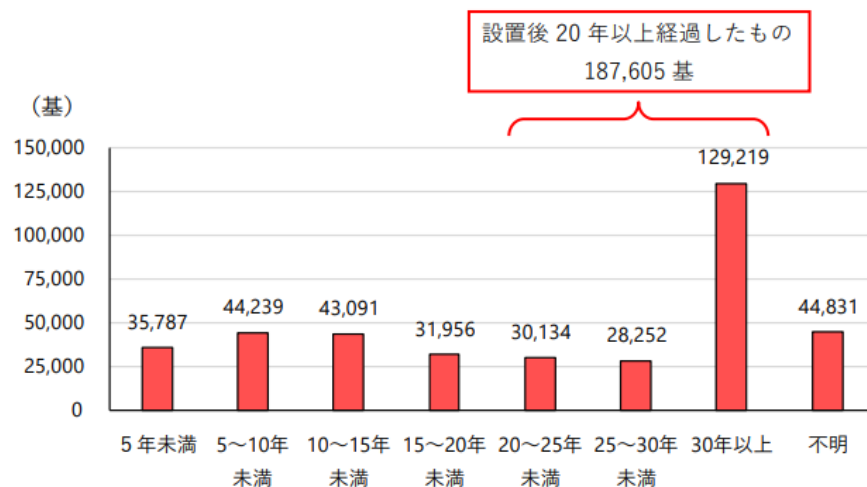
○調査対象団体等 1,365団体
○調査対象公園数 89,074箇所

■遊具等の設置状況

・遊具等設置総数 **388,187基**
(前回2020年調査：392,072基(△3,885基))

■遊具等の設置経過年数の状況

・設置後20年以上経過したものが、**48.4%**
(特に、石の山・コンクリート製の山等、砂場、象形遊具)



【都市公園等における遊具等の設置状況・安全点検実施状況】(2023.3時点)

■ 遊具等の点検状況

- 公園管理者が実施する遊具等の点検状況については、
日常点検：平均で月に **2.7 回**
(前回R1調査：月2.9回)
定期点検：平均で年に **1.4 回**
(前回R1調査：年1.5回)

○日常点検の頻度

	令和4年度	
	団体数	
月1回未満	126	9.2%
月1回	954	69.9%
月2回	71	5.2%
月3～9回	129	9.5%
月10～19回	21	1.5%
月20～29回	14	1.0%
月30回以上	50	3.7%
合計	1,365	100.0%
平均回数	2.7回／月	

○定期点検の頻度

	令和4年度	
	団体数	
年1回未満	25	1.8%
年1回	1,146	84.0%
年2回	99	7.3%
年3～6回	75	5.5%
年7回以上	20	1.5%
合計	1,365	100.0%
平均回数	1.4回／年	

- 安全確保措置が必要となった割合の高い遊具等
複合遊具（木製）（48.2%）、複合遊具（鋼製）（25.1%）、
フィールドアスレチック用遊具（23.5%）など
- 要措置遊具のうち、本格的な措置として撤去の割合が高かった遊具等
回転塔（13.4%）、空気膜構造遊具（11.1%）、スプリング遊具
（9.5%）など

■ 点検後の安全確保措置の状況

- 修理・撤去等が必要となった遊具等は、
全数の **17.4%** にあたる **67,602基**

	各遊具等の設置数	要措置遊具等の合計		要措置遊具等に講じる安全確保措置											
				応急措置		本格的な措置									
				使用中止	その他(※3)	修理	改良	移設	更新	撤去	(※2)割合	入替	看板・標示	その他(※4)	
踏み板式ふらんこ	55,399	11,313	20.4%	1,265	4,860	3,226	306	1	1,087	104	2.0%	140	31	293	
ゆりかご型ふらんこ	2,194	388	17.6%	20	107	140	1	0	109	5	1.9%	3	1	2	
滑り台	50,253	11,049	21.9%	1,387	5,191	2,212	505	6	1,053	146	3.3%	39	85	425	
ジャンプグム	9,425	1,604	16.9%	216	764	253	52	1	191	46	7.4%	9	15	57	
鉄棒	36,186	5,128	14.1%	472	2,440	1,217	241	3	490	59	2.7%	14	27	165	
回転塔	1,274	288	22.4%	27	164	23	30	0	21	13	13.4%	5	1	4	
シーソー	11,412	2,416	21.1%	259	1,045	621	110	1	221	62	5.6%	22	23	52	
複合遊具(木製)	3,168	1,553	48.2%	280	603	303	106	0	134	55	8.2%	21	6	45	
複合遊具(鋼製)	20,219	5,080	25.1%	561	2,136	1,399	165	1	597	43	1.8%	46	24	108	
複合遊具(その他)	5,894	1,322	22.4%	189	723	262	17	0	83	12	2.9%	6	7	23	
健康器具系施設	35,021	3,114	8.9%	315	1,648	569	121	1	270	63	5.5%	9	26	92	
フィールドアスレチック用遊具	5,766	1,362	23.5%	218	676	267	15	0	100	39	8.3%	7	5	35	
ラダー	5,198	836	16.0%	80	388	145	59	1	94	20	5.4%	7	9	33	
スプリング遊具	42,607	7,803	18.2%	932	3,865	1,502	91	1	687	285	9.5%	43	38	359	
吊り輪	204	45	22.1%	8	25	7	0	0	4	0	0.0%	0	0	1	
砂場	47,052	6,215	13.2%	350	3,226	1,440	60	4	477	67	2.5%	38	12	541	
石の山・コブ石・製の山等	2,503	513	20.5%	45	284	99	7	0	41	5	2.7%	2	5	25	
象形遊具	17,918	2,002	11.1%	172	902	573	78	1	131	55	5.9%	8	4	78	
空気膜構造遊具	191	28	14.6%	3	16	4	1	0	2	1	11.1%	1	0	0	
その他	35,625	5,543	15.5%	553	2,323	1,687	303	9	340	152	5.7%	35	18	123	
総計	387,509	67,602	17.4%	7,352	31,386	15,949	2,268	30	6,132	1,232	4.3%	455	337	2,461	

(※1)各遊具等の設置数と撤去された数の合計値を母数として算出
(※2)本格的な措置遊具等の合計値を母数として算出
(※3)ボルト増し締め、テープ補修、錆止め等
(※4)砂補充、基礎露出部に土砂敷均し（盛土）、塗装等

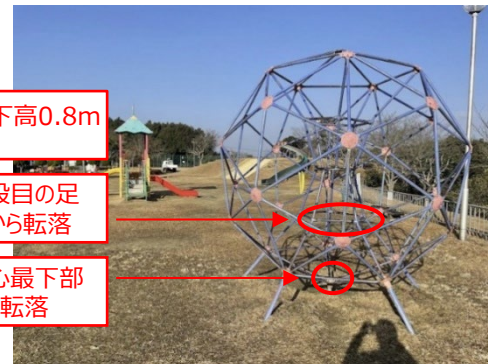
近年の遊具事故



滑車部に指を挟む損傷：滑車からロープ下端までの長さが940mm
(遊具の安全に関する規準：1,750mm)



遊具利用中にスプリングが破断し、打撲及び捻挫



落下高0.8m

一段目の足場から転落

中心最下部まで転落



ジャングルジムから落下しボルトに頭を打ち、頭蓋骨陥没骨折

都市公園における遊具の安全確保

＜2002年3月策定、2008年、2014年、2024年改訂＞

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」 （国土交通省）

- ▼ 子供の遊びの特性や過去の事故事例を踏まえ、都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示したもの
- ▼ 公園管理者が講ずべき安全措置に関し、都市公園法に基づく地方公共団体等に対する国の技術的助言として通知



＜2002年10月策定、2008年、2014年、2024年改訂＞

「遊具の安全に関する規準」 （（社）日本公園施設業協会）

- ▼ 公園遊具の製造メーカーを会員とする社団法人日本公園施設業協会が、国の指針の基本的な考え方を踏まえ、遊具に関する技術並びに経験、知見を活かして、遊具の安全に関する詳細な規準を案として取りまとめ
- ▼ 国の指針と一体となって都市公園における遊具の安全性の向上に寄与することから、策定時に国土交通省から地方公共団体等に対し情報提供している

上記指針は、遊具の安全に関するわが国唯一の指針として、公園管理者のみならず、学校等教育機関（文部科学省所管）や福祉施設管理者（厚生労働省所管）等においても活用されている

○対象施設

主として子どもの利用に供することを目的として、本体の一部が設置面に固定されているもの（ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー（雲梯）、複合遊具 等）

○子どもと遊びの重要性を明記

「子どもは…遊びを通して、自らの創造性や主体性を向上させてゆくもの」

リスクの適切な管理

- 遊びの楽しみの要素であり、冒険や挑戦の対象となって子どもの発達に必要な危険性（子どもにとって重要な遊びの価値）
- 子どもが危険を予測し、どのように対処すれば良いか判断可能な危険性
- 子どもが危険を分かっていること、リスクへの挑戦



ハザードの除去

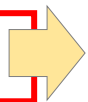
- 遊びが持っている冒険や挑戦といった遊びの価値とは関係のないところで事故を発生させるおそれのある危険性
- 子どもが予測できず、どのように対処すれば良いか判断不可能な危険性
- 子どもが危険を分からずに行うことは、リスクへの挑戦ではない

人的要因 落下防止柵を自分の意志で乗り越えて飛び降りようとする行為

物的要因 通常子どもが飛び降りることができるものとして設定する遊具の高さ

不適切な行動 ・ふざけて押す ・動く遊具に近づく ・過度の利用集中
不適切な服装 ・幼児が単独で遊ぶ ・絡まりやすい衣服

・遊具の不適切な配置や構造
・不十分な維持管理による遊具の不良



啓発



規準

○公園管理者の役割

- ・計画・設計、製造・施工、維持管理、利用の各段階毎に遊具の安全確保対策を講ずる
- ・事故が発生した場合は、事故の再発防止のための措置を講ずるとともに事故の発生状況を記録し、各段階における安全対策に反映させる。

○公園管理者と地域住民等との連携

- ・遊具の安全確保にあたっては、保護者・地域住民と連携することが不可欠」

○遊具の配置及び設置面への配慮

【配置】

遊具と遊具周辺にいる子どもの衝突事故などを防ぐため、遊具周辺も含めた利用動線や各遊具の運動方向を考慮した安全領域などに配慮する。

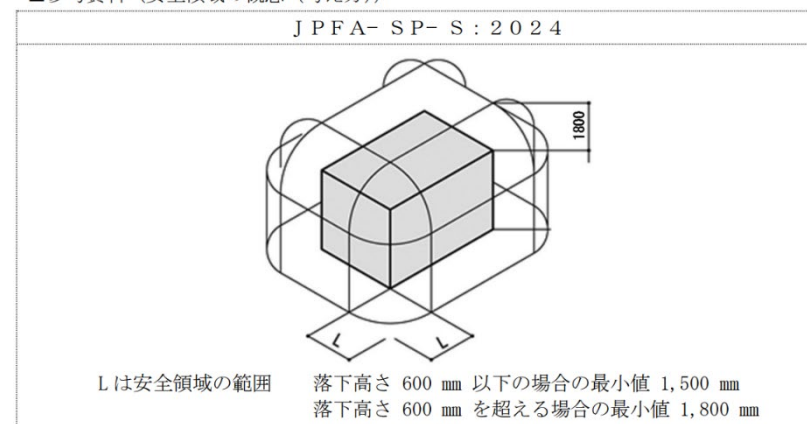
【設置面】

硬い設置面には配置せず、必要に応じて設置面への落下に対する衝撃の緩和措置についても検討する。

○安全点検

- ・日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする

■参考資料（安全領域の概念（考え方））



目次

1. はじめに
2. 目指す遊び場の姿
 - 2-1 目指す遊び場の姿
 - 2-2 遊び場づくりのステップ
3. 参考事例(国内8事例、海外3事例、計11事例)

■国内事例

- (1) 遊び場を継続して改善している事例 (国営昭和記念公園)
- (2) 利用者の立場に立ったバリアフリー情報提供の事例 (国営海の中道海浜公園)
- (3) 当事者・管理者・遊び場の専門家とともに遊び場をつくり、育てている事例 (砧公園)
- (4) 遊び場の計画からこどもが参画した事例 (大井坂下公園)
- (5) 当事者団体と意見交換を積み重ねて整備した事例 (平塚市総合公園)
- (6) 整備後の継続的な利用促進に取り組んでいる事例 (富山県空港スポーツ緑地)
- (7) 福祉部局の知見を活用して整備した事例 (インクルーシブ・プレイグラウンドのみ)
- (8) 市民団体・小学校とともに取り組む遊び場づくりの事例 (朝熊山麓公園・大仏山公園)

■海外事例

- (1) アクセシビリティに配慮したデザインで遊び場を再整備した事例 (Gabriel Park Playground)
- (2) こどもの遊びに関する団体と連携し、こどもを含む多様な関係者の参画を得て整備した事例
(Tuen Mun Park Children's Playground)
- (3) すべての人を歓迎する遊び場で多様な地域住民の交流が図られている事例
(Magical Bridge Playground Palo Alto)

目指す遊び場の姿

都市公園の遊び場は、本来、
こどもの能力や特性、背景などにかかわらず、あらゆるこどもに開かれたもの

(1) 誰もが楽しめる魅力的な遊び場

- 身体を使った遊び、感覚を使った遊び、自然遊び、創造的な遊びなど、**遊びの要素が豊富**である
- 冒険や挑戦を促し、**こどもにとって魅力的な遊び**ができる
- 障害の有無などにかかわらず、こどもが自分にあった遊びを楽しめる
- ほかの利用者との自然な関わりが生まれやすい遊び場となっている

(2) 安全で居心地の良い遊び場

- **遊びの価値を尊重**して、**こどもの挑戦を受けとめるリスク**が適切に管理され、こどもが予想できないハザードが除去されている
- こどもが安心してのびのびと遊べる居心地の良い環境が確保されている
- 遊びのサポートが必要な場合に、見守りや付き添いがしやすいよう配慮されている

(3) 誰もが利用しやすい遊び場

- 地域全体の遊び場の状況や多様な利用者のニーズ（アクセス等）を踏まえた立地となっている
- 遊び場が公園の駐車場や出入口から、利用しやすい位置にあり、円滑に移動できる
- 遊び場周辺の園路やトイレなどがバリアフリー化されている
- わかりやすい案内サイン等に加え、安心して公園に来ることができるようウェブサイトなどで事前の情報提供が行われている

(4) 地域と共に作り、そだてる遊び場

- こども、保護者、子育てや福祉などの関係団体、地域住民や専門家等、多様な主体が参画し、計画づくりや管理運営に取り組んでいる
- これまで遊び場を利用できなかった利用者や地域の意見が取り入れられるよう配慮されている
- 遊び場をきっかけに地域の交流が進み、こどもの育ちを地域全体で支える意識の醸成につながっている

(5) 柔軟に管理運営され、進歩していく遊び場

- 地域と連携したプログラムの実施など遊び場の利用促進が図られている
- 利用者や地域のニーズに応じて、遊び場の利活用の仕組みやルールが弾力的に運用されている
- より良い遊び場とするために、利用の実態、利用者のニーズ・評価などを定期的に収集し、管理運営にフィードバックされている

遊び場づくりのステップ

